

公海等における環境影響評価の実施に関するガイドライン案に対する
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集期間

令和7年5月1日（木）～同年5月31日（土）

2 意見募集の状況

（1） 提出意見数

意見提出方法	数
① e-Gov	5 通
② 電子メール	0 通
③ FAX	0 通
④ 郵送	0 通
計	5 通

（2） 意見の総数

- ・今回のガイドライン案に係る意見 4 件
- ・その他意見 1 件

3 御意見及び御意見に対する回答

No.	御意見	御意見に対する回答
1	ブルーカーボンの有望な方法論の一つとして、「沖合での大型藻類の養殖」が注目されています。この手法は、CO₂の吸収・隔離において非常に高いポテンシャルを持ち、気候変動対策として大きな貢献が期待されます。 特に、養殖した大型藻類を海底に沈めることで、長期的な炭素固定が可能となる点は、科学的にも注目されているところです。一方で、公海におけるこうした取り組みが、ロンドン条約などの国際的な枠組みとどのように整合するかについては、今後の議論が重要になると考えています。 このような背景を踏まえ、ブルーカーボンの取り組みが過度に規制されることなく、科学的根拠と環境保全のバランスをもって前向きに推進されることを強く期待しています。公海における環境影響評価の制度設計においても、持続可能なブルーカーボンの発展を後押しする柔軟で建設的なアプローチをお願い申し上げます。	我が国は、多様な価値を持つブルーカーボンに関する取組を積極的に進めています。 いただいた御意見については、BBNJ協定に基づく環境影響評価にかかる今後の議論等の参考にさせていただきます。
2	・今般のガイドラインはそれ自体が法的拘束力を伴うものか、示していただきたい ・今般のガイドライン成立に伴い、環境影響評価法や関	今般のガイドラインはそれ自体が法的拘束力を伴うものではございません。 現時点において、今般のガイドライン成立に伴う法律の

	連する各種の事業法が改正されることは予定されているのか、示していただきたい	改正は予定しておりません。
3	資料2 2頁 12~14行目 BBNJ 協定 34 条 1 項が、計画された活動を管轄下に置く締約国はその実施の可否を決定する責任を負わなければならないとした上で、同 2 項で決定における環境影響評価の考慮義務を規定することに鑑みると、少なくとも条約上環境影響評価を行うべき活動については国がその実施の決定権を有している必要があるのではないかと考えられる。一方、ガイドライン案では、選別を行う必要があるか否かの判断を行う活動(環境影響評価を実施する可能性のある活動)の範囲を最初から「国の許可等を要する活動等」に限定している。現在日本において「国の許可等を要する活動等」ではないものの、条約上選別・環境影響評価を要する活動があった場合、協定 34 条 1 項・2 項に照らせば、新たに国がその実施決定権を確保する(許可等の対象とする)ことが必要になるのではないと思われるが、この点についてはどのように対応されるのか。	協定上環境影響評価を行うべき活動の判断に関する規格又は指針等は、今後締約国会議において審議及び採択をすることとされているところ(協定第 38 条)、締約国会議等における当該審議の動向や採択の内容も踏まえ、制度検討を更に進めてまいります。
4	資料2 2頁 19行目ほか ガイドライン案では、環境影響評価に関する手続において環境省が協議を受けるのは、選別の要否の判断に係る部分のみのように見受けられる。例えば環境影響評価	BBNJ 協定に基づく環境影響評価の対象となる事業は未定であり、具体的な制度及び手続は協定発効後に締約国会議で決定されることとなっています。したがって、本協定に基づく環境影響評価における我が国の具体的な手続につい

	法では方法書、評価書等の各段階で環境大臣が意見を述べる機会が確保されていることを考えると、「範囲の選定」「環境影響評価報告書」等の段階においても、環境省が関与することが必要ではないか。	ては、今後、協定第 38 条に基づく規格又は指針等の締約国会議等における審議の動向や採択の内容も踏まえ、対象事業が明らかになっていく中で、関係省庁と連携しつつ制度検討を進め、必要に応じて見直しを行います。
5	資料 2 5 頁 38 行目？6 頁 5 行目 日本で法律上の許可の対象となっている活動については、許可の根拠法の規定により環境影響を考慮できる仕組みになっていなければ、通常、環境影響評価結果を考慮することはできないと思われる。環境影響評価法においては横断条項を置いてこの点を手当てしているが、ガイドラインには同様の法的効果はない。結果として、本ガイドライン（第 2 章第 6 の 1, 2）だけでは BBNJ 協定 34 条 1 項？3 項の義務が履行できない場合が生じるのではないか。	本ガイドライン内の「国の許可等を要する活動等」は、実施に際し国の許可を要する活動だけでなく、国の補助金等の交付の対象となる活動、特別の法律により設立された法人がその業務として行う活動、国が行う活動など、実施に国が関与する活動を対象としており、現時点において、本ガイドラインで必要な国内措置がなされていると考えております。 なお、本協定を実施するための具体的な制度及び手続は、協定発効後に締約国会議で決定されることとなっているため、今後決定内容を踏まえ、関係省庁と連携しつつ制度検討を進め、必要な取組を進めてまいります。